

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東228 - 1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成25年 6 月 7 日
【会社名】 株式会社森精機製作所
【英訳名】 MORI SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 雅彦
【本店の所在の場所】 奈良県大和郡山市北郡山町106番地
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】 0743(53)1125(代表)
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長経理財務本部長 近藤 達生
【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番16号
【電話番号】 052(587)1811(代表)
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長経理財務本部長 近藤 達生
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 20,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成24年12月25日
効力発生日	平成25年 1 月 5 日
有効期限	平成27年 1 月 4 日
発行登録番号	24 - 関東228
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円
(50,000百万円)
(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社森精機製作所第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.515%
利払日	毎年6月13日及び12月13日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成25年12月13日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月13日及び12月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年6月13日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年6月13日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)11 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年6月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない場合がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
- (2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
- (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
- (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)6に定める方法により社債権者に公告する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。
 - 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
 - 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき、

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。
- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4(1)を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	8,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
計		20,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	93	19,907

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,907百万円は、平成25年9月末までに90億円を独国 GILDEMEISTER AG (ギルデマイスター社) 株式追加取得に、平成26年3月末までに50億円を設備資金、25億円を子会社への融資資金に、残額を借入金返済に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月15日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）までの間において生じた変更は以下のとおりです。なお、変更箇所は下線で示しています。

4 事業等のリスク

(1) 主要市場（日本、米州、欧州及び中国・アジア等）の状況

<変更前>

当社グループの地域別連結売上高の構成比は、当連結会計年度において、日本35.5%、米州28.3%、欧州21.5%、中国・アジア14.7%となっております。当社グループが製品又はサービスを販売、提供するいずれかの地域において景気動向が悪化することで当該製品又はサービスに対する需要が低下した場合は、当社グループの業績は悪影響を受ける可能性があります。

<変更後>

当社グループの地域別連結売上高の構成比は、平成24年連結会計年度において、日本34.1%、米州32.1%、欧州18.1%、中国・アジア15.7%となっております。当社グループが製品又はサービスを販売、提供するいずれかの地域において景気動向が悪化することで当該製品又はサービスに対する需要が低下した場合は、当社グループの業績は悪影響を受ける可能性があります。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更は以下のとおりです。なお、変更箇所は下線で示しています。

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(3) 戦略的現状と見通し

ギルデマイスター社との協業強化

<変更前>

ギルデマイスター社とは、平成21年3月に業務・資本提携を実施し3年が経過しております。販売体制については、当連結会計年度において、ギルデマイスター社の主要営業地盤である欧州市場での統合を果たし、当社の欧州市場におけるプレゼンスを飛躍的に高めております。生産・開発分野においては、当社の強みである横形マシニングセンタ、ギルデマイスター社の強みである5軸機で、相互にライセンス契約を交わし、それぞれの工場で生

産を開始し、生産効率の改善に努めます。今後も、相互に得意分野に経営資源を集中し、お客様により満足していただける製品開発を進めてまいります。

<変更後>

ギルデマイスター社とは、平成21年3月に業務・資本提携を実施し4年が経過しております。販売体制については、既に日本・米州・欧州・アジアの主要地域における統合を果たし、「DMG MORI SEIKI」でのプレゼンスを飛躍的に高めております。生産・開発分野においては、当社の強みである横形マシニングセンタ、旋盤、複合加工機、ギルデマイスター社の強みである5軸機で、相互にライセンス契約を交わし、それぞれの工場で生産を開始し、生産効率の改善に努めております。提携をさらに深化させるため、次期連結会計年度には資本関係の強化とブランド名と合致した商号変更を計画しております。

また、ギルデマイスター社との資本・業務提携をさらに進化させるため、平成25年3月に「Cooperation Agreement（企業間協定書）」を締結しました。主な内容は、両社の資本関係の強化について、当社はギルデマイスター社の議決権株式の24.9%を限度に、一方ギルデマイスター社は当社株式の10.1%を限度に持分比率を増加させる権利を有します。

上記以外の当該有価証券報告書等の記載及び上記の記載に含まれる将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、今後様々な要因によって異なる結果となる可能性があり、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社森精機製作所 本店（名古屋本社）
（愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番16号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。